

議案第18号

財産の取得について

財産を次のとおり取得したいので、議会の議決を求める。

令和4年2月21日提出

(2022年)

城陽市長 奥田敏晴

1 財産の表示

(1) 種 目 土地

(2) 所 在 富野長谷山1番442の一部、富野長谷山1番500  
の一部、富野長谷山13番の一部

(3) 面 積 5, 100. 29㎡

2 取得目的

スマート I C アクセス道路 (仮称) 整備事業用地の取得

3 取得金額

██

4 取得の相手方

██

██

## 提案理由

スマート I C アクセス道路（仮称）整備事業地内の用地を取得したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年城陽市条例第 7 号）第 3 条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) ～ (7) 略

(8) 前 2 号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(9) ～ (15) 略

② 略

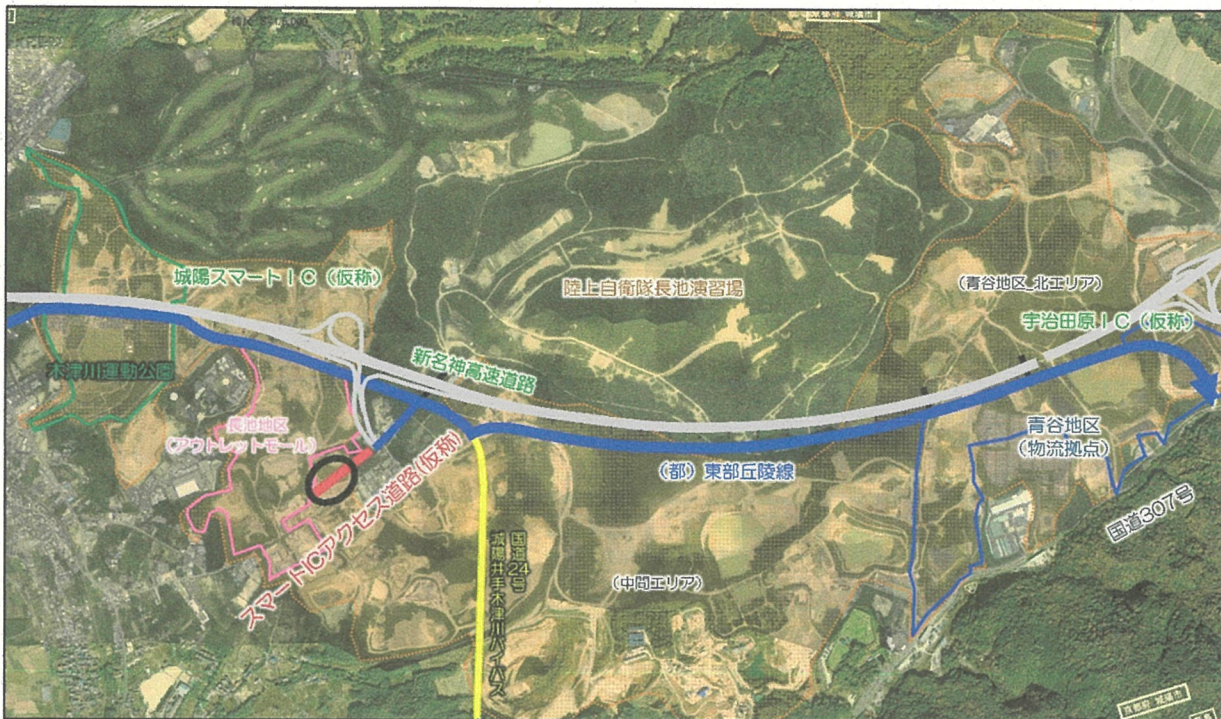
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 0, 0 0 0 千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1 件 5, 0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

参考資料

位置図（全体）



詳細図(スマートICアクセス道路(仮称))

城陽市富野長谷山1番442、1番500、13番

